

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

48号

発行：2015年5月29日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/



**判決日決まる
今後の進行方向は**
団長 藤田 栄治

5月14日に控訴審の結審を迎えました。昨年11月から4回の口頭弁論と1月の現地進行協議(現地検証を経て半年での結審という、たいへん忙しい裁判でした。横浜地裁での判決では、自衛隊機ではありますが、行政訴訟での夜間の飛行差止めと、損害賠償の増額という、画期的判決を得ることができました。爆音の差し止めにつながる大きな穴をあけることができたと思います。しかし残念ながら本命の米軍機に対する飛行差止めは、民事・行政訴訟の両方で棄却という結果でした。

国はこの判決を不服とし、東京高裁へ控訴したわけですが、予想されていたこととはいえ、怒りを隠すことはできません。私たちがこれに對抗して米軍機の飛行差止めと損害賠償の満額支給、そして外国籍原告差別の撤廃を訴えて東京高裁へ控訴したものです。

この控訴審では委任状の提出で全員のご協力をいただきました。一部の方に被害陳述書の作成もお願ひしたりして結審を迎えたわけですが、いろいろと事務手続きでご協力もいただきました。今日は7月30日の判決を待つこととなりますが、ただじつと判決を待つのではない、地裁判決の後でも爆音はなくなっていないことを考慮し、防衛省や厚木基地に対し、抗議運動を続けなければなりません。原子力空母の交替やオスプレイの飛来など、基地の恒久化に向けての動きが強まっています。厚木基地の返還という私たちの願いを実現するためにも今後も爆音被害の解消に向けた運動の継続にご協力をお願いします。

控訴審・結審・最終意見陳述



弁護団長 中野 新

弁論を終結するにあたって、裁判所への強い要望と期待を述べます。

1、本件では我が国の主権と国民の人権の保障自体が問われていること

- (1) 本件行政訴訟の第一審判決は、自衛隊機の夜間飛行の一部について差し止めを認めましたが、「米軍機については、周辺住民はその運航を差し止めるすべを持たないものである」と述べました。しかしそれは、本件厚木基地の航空機騒音問題について、解決を放棄したに等しいこととなります。何故なら、本件で問われている約7000名もの、第一審原告らの人格権、健康に生きる権利の侵害からの救済は、厚木飛行場を離発着する米海軍ジェット機の爆音からの救済なくしてあり得ないからです。
- (2) 我国は主権国家です。たとえ米軍であっても、日本の領土内で、国民に違法な侵害を与えてはならないはずで、そして我国は、米軍に対して、国内での違法な侵害から国民を守る責務があり、それを米軍に止めさせる責任があります。米軍が、治外法権であってはなりません。日本という国が、国民の側に立つのか、米国の側に立って国民の人権の侵害を放置するのかが、問われているのです。
- (3) 厚木基地爆音訴訟は、昭和51年(1976年)9月提訴の第一次訴訟から、今日の第四次訴訟まで実に39年間の年月を経過しています。厚木基地周辺の住民は、この39年間の長きにわたって、裁判所に爆音被害からの解放を求め続けてきました。
- (4) 然しながら、この間の裁判所の判断は本件第四次訴訟の一審判決が、かろうじて、自衛隊機の一部の時間帯についての飛行差止めを認めた他は、全てが損害賠償の認容のみ認め、将来請求についてすらこれを認めたものがありません。
- (5) 言うまでもなく、このような長期間にわたる広範かつ深刻な住民被害を救済し、事態を是正する第一次的責任は行政にあることは当然です。ところが、我国の行政権は、米国と積極的に外交交渉を重ね、住民被害を減少させようとするどころか、訴訟において住民被害を否認し、賠償責任を争うなど、もとより飛行差止めを容認する気配など露ほどもありません。米軍の立場に立って、住民に被害の受忍を強いるばかりです。
- (6) 我国の行政(政府)は、憲法前文第一段に言う、「そもそも、国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」との基本原則を遵守しているとは、到底思えません。そのような行政に対して、憲法を遵守させ、国民の人権を守らせることができるのは、司法においてほかにありません。

2、裁判所は人権救済をためらってはならないこと

- (1) 厚木基地周辺の被害住民は、いきなり被害救済を裁判所(司法権)に求めたものではありません。

- 実に様々な行政救済を求める要請、請願、人権救済申立などを繰り返したあげく、行政権の先に述べた姿勢に絶望して、裁判所(司法権)による救済を、最後の手段として求め、実に39年間の訴訟を遂行してきたのです。
- (2) 「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とは、憲法第76条が定めるところです。我国の国土内で、我国国民が人格権を侵害され、生命身体に危害加えられる被害に直面している本件訴訟の実態に直面して、その被害を与え続けている米軍機の飛行差止めについて、「我国国民はこれを差止める術を持たないものである」という第一審判決が、司法権の役割を放棄したものであると感じるのは、きわめて自然な国民感情であることを、誰もが否定することはできないでしょう。
- (3) 第一審判決のこの判示は、「米軍は国の支配の及ばない第三者」とする最高裁判決がある現実の下で、救済すべき国民の人権侵害を救済できない、第一審裁判所の苦渋の訴えなのかもしれません。本件控訴審においては、このような最高裁判決にも拘束されることなく国民主権、民主主義、そして司法の役割に忠実な判決が是非とも下されるべきであります。

控訴審・結審・最終意見陳述 (行政訴訟について)



弁護士 福田 護

自衛隊機及び米軍機の飛行差止請求について述べます。

1、自衛隊機の差止請求について

- (1) 国の行政は、あくまでも適法になされなければなりません。国が法を遵守しなければ、国民に法の遵守を求めることはできず、国の秩序の根本が崩壊します。自衛隊機の運航も、もちろん、適法なものでなければなりません。ところが、国は、3度の確定判決により、過去40年以上、厚木基地の航空機騒音が周辺住民の受忍限度を超える違法なものであるとの判断を受けながら、全くこれを是正しようとしてきませんでした。そして、本件一審判決により夜間の一部飛行差止めを命じられたにもかかわらず、その騒音状況は、この1年の間に、逆に悪化すらしているのです。
- (2) 一審判決は、一部にせよ自衛隊機の差止めを我が国の裁判所として初めて命じた点で、画期的なものではありましたが、しかし、その判断の中で最大の問題は、自衛隊機の運航の公共性を重視してしまっている点です。そのために、差止めの時間帯も方法も限局されてしまったと思われる。しかし、もともと行政処分ないし公権力の行使は、法律に基づく公共性のあるものです。そしてそれが、防衛関係だからといって、とくに他の行政分野に比べて優位を主張できるわけではありません。一審判決は、本件請求をもって無名抗告訴訟と構成することにより、差止めの訴えにおける「重大な損害を生ずるおそれ」という訴訟要件を認容要件に置き換え、そこで公共性判断を組み入れようとするものですが、「重

素とするのは誤りであることは、最終準備書面に記載したとおりです。そして、過去40年間も違法状態が続き、少なくとも50万人以上がその違法騒音にさらされ、平穏で健康な生活を妨げられている本件において、「重大な損害のおそれ」の存在は明らかです。また、違法性の判断についても、行政訴訟においてはその根拠法規に即した適合性判断であり、根拠法規に照らして違法な行政処分が、公共性故に適法とされることはありません。本件についていえば、自衛隊法107条5項の障害防止措置義務に反する自衛隊機の運航は違法なのであり、差し止められなければなりません。

2、米軍機の差止請求について

- 1 米軍機についても、違法な航空機騒音が放置されてはならない、というのが、出発点とされなければなりません。

厚木基地最高裁判決は、厚木基地滑走路を含む自衛隊施設である「厚木飛行場」についても、それが地位協定2条4項(b)の区域であるにもかかわらず同条1項(a)の区域と同視して「米軍の本件飛行場の管理運営の権限」を認めてしまい、条約や国内法令にこれを制限する特段の定めはないとし、国に対する差止請求は「その支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するもの」として、主張自体失当であると請求を棄却しました。

この最高裁判決にのっとって本件を判断した一審判決は、民事訴訟でも、行政訴訟でも、はたまた米国を被告とした訴訟によっても、「厚木飛行場に離着陸する米軍機については、周辺住民はその運航を差し止めるすべをもたないのである」と判示したのです。

それは言い換えれば、米軍機の違法行為は放置するしかない、行政も司法も何もできない、ということになってしまいます。
- 2 しかし、一審判決はまた、解決の道筋も示しているのではないかと思います。

一つは、一審判決が、自衛隊法107条5項によって、「防衛大臣は、厚木飛行場に離着陸する自衛隊機及び米軍機全体について、これによる災害を防止し、公共の安全を確保するために必要な措置を講ずる義務を負う」（128頁）と判断している点です。これは、防衛大臣の厚木飛行場についての管理権限と、その下での米軍機に対する規制権限・規制義務を認めていることにほかなりません。それは、一審判決自身が最高裁判決に倣って、米軍の厚木飛行場の管理運営権限を前提とし、昭和46年6月30日の日米政府間協定を根拠に「米軍は米軍機の運航上の必要がある限り厚木飛行場を使用することができる」のだと判示している（79頁）のと、実は矛盾するのであり、一審の裁判官がこれに気付いていなかったはずはありません。これは、一審判決が最高裁判決に忠実であろうとすることから生ずる矛盾であり、本控訴審におかれては、厚木飛行場の管理運営権限は米軍にはなく、防衛大臣にあり、したがって、米軍に対して違法な運航を規制する権限があるのだということを踏まえて、最高裁判決を打開していただくよう、強く期待するものです。

控訴審・結審・最終意見陳述 (民事訴訟について)

弁護士 佐賀 悦子



- 1 民事差止請求について述べます。

一審判決は、民事訴訟において損害賠償請求は認容したものの、航空機差止請求は認めませんでした。

一方、同時に審理していた行政差止訴訟において、自衛隊機についてのみですが、日本で初めて軍用機の夜間飛行差止めを認容しました。請求の一部ではありますが、長年の住民らの悲願を受け止めたものとして評価しうるところです。

しかし、行訴判決が差止のために採用した判断基準は、従前から民事差止訴訟の中で用いられたいわゆる「受忍限度論」と全く同様のものです。行訴判決は前提として、本件自衛隊機の運航処分について、「厚木基地最判という判決によってその存在が認められた」「特殊な行政処分」と構成しています。しかし、その処分性の判断は、厚木基地の供用行為が何らの権力的行為ではないことをむしろ明らかにするものです。

一審原告らは、本件民事差止請求において、被告国の権力的な行政行為の可否を問題としているではありません。非権力的な行為も含めて手段、方法を限定せず、被告国が厚木基地の管理権を適切に行使して、夜間の飛行差止と激甚な騒音の到達を防止するよう求めているだけなのです。

裁判所は、一審原告らの請求を文字どおり受け止め、騒音の防止を実現することを被告国に端的に命じてください。

民事差止請求においてこそ、米軍機のもたらす騒音も含めて、厚木基地の供用行為の違法性を宣言し、騒音の差止を命ずることが可能です。そのような判断をしても、国の米軍に対する行政権限の行使を強制することにはなりません。

我が国は主権国家であり、現在行われている人権侵害行為は我が国の領土内で起きていることです。日本の主権が国内の米軍の行為に及ぶことはいまでもなく、違法な権利侵害に対して裁判所が何も判断ができないとするのは、司法府の役割を放棄する結果となります。

裁判所は、英断をもって厚木基地裁判の判断を変更し、米軍機も含めた飛行差止を認めてください。これが住民の悲願であり、その判断こそが真の人権救済を実現することになります。

- 2 損害賠償について述べます。

一審地裁判決は、これまでの損害賠償の水準を増額しました。そうはいつでも、W値75の地域の賠償額は一か月4000円、一日にしてわずか133円です。

日々激甚な騒音に耐えている一審原告らの騒音被害に対する賠償額としてあまりに低額であることはいうまでもありません。一審原告らは、どのコンターに居住していたとしても、最低の賠償額として月額2万円の一部請求をしているのみですから、全員についてその額までの認容が必須です。効果のない防音工事の評価を改め、激甚な侵害行為と深刻な被害の訴えを適格に理解頂き、賠償請求に関し、従前の枠に囚われない判断をされるよう求めます。
- 3 さらに、一審判決が否定した将来請求を認めるべきことを述べます。

裁判所が将来請求を認めることは、将来に亘る被害解消へ向けた第一歩です。裁判所が米軍機差止も認めない、将来請求も認めない、との判断を維持すれば、一審原告らは今後、行政訴訟の提起も余儀なくされ、さらに過去の損害賠償を求め続けなければなりません。これだけ長期間、紛争が継続し、将来に亘り変化の兆しがないにも拘わらず、裁判所が抜本的な解決策を示さなければ、住民らは何度も提訴を強いられるのです。被害者である住民らがこのような負担を課せられることはもはや許される余地はありません。
- 4 最後に請求を棄却された4名の外国籍原告らについて述べます。

国賠法6条は、一審判決の結果、その違憲性が顕在化しました。全ての原告は等しく厚木基地周辺で日常生活を送る一般市民であり、厚木基地の騒音により健康で平穏な生活を破壊されています。本件訴訟において、国籍により救済に差異を設ける合理性はどこにもありません。過去の裁判例を踏まえれば一審判決の判断が法の解釈を誤り、また国家間の条約等の存在からしても、当該外国人の母国法制度の理解においても不当であること、憲法の趣旨に反する結論を招いてしまったことは明らかです。控訴審では一審判決の誤りを容易に正すことができますし、しなければなりません。
- 5 本件訴訟は、憲法の定める人権保障の理念を正しく活かすこと、そして、人権救済のあり方を問う訴訟です。

憲法の理念に従い、過去の最高裁の判断に誤りがあることを適切に指摘してください。民事訴訟の意義、差止判決の意義を理解され、こんどこそ厚木基地の騒音被害を抜本的に解決されるよう英断を求めます。

控訴審・結審・最終意見陳述 (被害について)

弁護士 関守 麻紀子



- 1 被害について述べます。

今述べましたように、厚木基地では、米軍機、自衛隊機により、120dB、100dBという極めて高レベルの航空機騒音、低周波音、エンジン運転音等騒音が多数発生しています。

航空機騒音は、音そのものによって、また、発生の予測が不能であることによって、一審原告ら住民をイライラさせ、アノイアンス（不快感）を生じさせています。会話やコミュニケーションを妨げ、情報収集を妨げ、思考を妨害しています。団らんや休息の時間を奪っています。

睡眠を妨害し、高血圧や心疾患等、さまざまな疾患の原因となり、あるいは、悪化させています。高齢者や乳幼児、病気の者には、より大きな影響が及びます。

航空機騒音は、子どもを怯えさせ、学校での授業を中断させます。子どもの認知能力は低下させられています。

親や大人を、子どもの健全な成長発達が脅かされるという不安に苦しめます。航空機騒音は、強い不安感や、無力感を抱かせます。

航空機騒音は、周囲の生活音を遮断し、交通事故の危険が常につきまといます。墜落事故、部品落下の事故も現実に発生しており、地域社会全体を、事故発生の危険にさらしています。一審原告らには、このような航空機による被害を避ける術がありません。

そして、これらの被害は、一審原告らの生活の本拠地において生じています。そのため、一審原告らの被害は、生きることそのものへの打撃、極めて甚大なものとなっています。

一審原告らは、厚木基地の航空機により、人権を侵害されているのです
- 2 今日、ストレスが心身症を引き起こすことは常識といってよく、睡眠妨害が、脳の機能や健康に及ぼす影響についても知られています。

航空機騒音が脳卒中を引き起こすこと、そして、疾患の発症にとどまらず、死亡まで引き起こすことが明らかになったのです。

- 3 一審原告らのうちの一部の者は診断書を提出しており、主治医は、高血圧や虚血性心疾患等と航空機騒音との関連を認め、あるいは、悪化の可能性を認めています。

ところが、一審判決は、診断書には「確定的な記述が存在しない」として、航空機騒音によって身体的被害が生じているとはいえない、と判示しました。

一審判決のように、厳格な医学的根拠を要求すれば、毒物や細菌のような原因物質が存在しない疾患については、およそ、健康被害は認められないことになります。

しかし、航空機騒音による健康被害は実際に発生しています。このことは、WHOの見解、そしてそれを導いた数多の研究結果から明らかです。裁判所は、不可知論に陥り、航空機騒音による健康被害をないものとして扱うという過ちを犯すことなく、事実を正しく認定していただきたいと考えます。

- 4 航空機騒音による健康被害の総量もまた甚だしいものです。WHOが採用するDALY（障害調整生存年）という指標により厚木基地の航空機騒音による健康影響の大きさを算定したところ、W値75以上の地域では、日本全域における脳血管疾患、あるいは虚血性心疾患によるのと同程度の健康が、W値95以上の地域では、日本全域におけるがんによるのと同程度の健康が、航空機騒音により損なわれていることが明らかになりました。

厚木基地周辺という極めて限られた地域で、これだけの多大な被害が発生しているということは驚きであり、見過ごすことはできません。

厚木基地周辺の人口は約200万人と言われており、全国の人口の約1.2パーセントに過ぎません。

しかし、少数だからといって、これらの人の人権がおざなりにされてよいものでないことはいうまでもないことです。

- 5 航空機騒音が曝露される住民の健康までも損なうことが明らかになった今日において、もはや、この被害を放置することは許されません。

裁判所が人権保障のとりでの責任を果たされんことを、強く期待いたします。

控訴審・結審・最終意見陳述（騒音状況について）

弁護士 北村 理美



- 1 厚木基地周辺の航空機騒音の状況について述べます。
第1審判決では、平成17年以降の航空機騒音の状況は従前と異なることはなく、周辺住民に対する違法な権利侵害であるとして損害賠償を認めました。そして、損害賠償が認められた第一審判決以後も、騒音状況が改善されることはなく、むしろ悪化しています。
- 2 平成27年3月19日に行われた一審原告ら本人尋問において、一審原告らは、第一審判決後も航空機の騒音は変わらず、今年に入ってから爆音をまきちらすジェット機が頻繁に飛ぶなど、第一審判決後も航空機騒音は静かになるどころか、むしろうるさくなっている旨述べました。
- 3 自治体による航空機騒音測定データによっても、平成25年あるいは平成26年においては、平成24年より騒音状況が悪化していることが明らかとなっています。
最高音については、すべての測定地点で100dBをこえる航空機騒音が記録され、ほとんどの地点で平成24年の最高音を上回る騒音が測定されました。70dB以上の騒音測定回数についても、23か所ある自治体による騒音測定地点のうち、1か所を除くすべてで、平成25年の騒音測定回数は平成24年より増加しました。
このように、多くの地点において、最高音、騒音測定回数などすべての項目において、平成24年以降悪化しているのです。
- 4 たとえば、W値95の野沢宅では、平成25年の最高音は120.3dBと平成24年の最高音を上回り、騒音測定回数も、平成24年を3411回も上回る2万2711回を記録しました。そのため一日平均測定回数も大きく増加し、一日の最高測定回数も平成25年は236回を記録しており、厚木基地周辺の住民らが激甚な航空機騒音に絶えることなく曝され続けていることがわかります。
また、日曜日や深夜早朝の騒音も、平成24年以降悪化の一途をたどっています。平成25年の日曜日の最高音は110.6dB、深夜早朝の最高音も106.5dBとなっており、日曜日や深夜早朝の騒音測定回数も平成24年より増加しました。
このように、多くの住民が休息している日曜や深夜早朝についても、第一審判決後も航空機騒音に曝され、住民の休息・睡眠が大いに妨げられているのです。
- 5 うるささを表す指数であるW値からも飛行機騒音が悪化していることが明らかとなっています。平成25年から平成26年の平均W値は、平成17年から平成24年の平均W値と比較すると、ほとんどの地域で増加しており、他の数地点はほんのわずかに下回っているだけです。
また、平成25年から平成26年の平均W値から算出した施設庁方式近似W値は、多くの地点において、依然としてコンターW値を上回る数字となっています。

- 6 平成27年1月8日には、厚木基地周辺において進行協議が開かれ、航空機騒音について事実上の検証が行われました。進行協議においては、現地に赴いたわずかな時間においてさえも、ジェット機やプロペラ機、ヘリコプターの騒音がほぼ途切れることなく生じていることが確認できました。また、100dBを超える激甚な航空機騒音を複数回にわたって感得することができました。

しかしながら、留意していただきたいのは、騒音の感得を目的とする進行協議において聞く航空機騒音と、日常生活において意に反して聞かされる航空機騒音は感じ方が異なるということです。進行協議においては、いわば騒音の発生を期待している状態で航空機騒音を感得しますが、原告らが曝されている航空機騒音は、不意に、日常生活に割り込み、邪魔をするもので、しかもそれは受ける側の都合や思いを無視して執拗に繰り返すものなのです。その騒音の感じ方は進行協議におけるその場一回限りの感じ方とは性質を大きく異にします。

- 7 このように、第一審判決以後の騒音状況は、悪化の一途をたどっています。国には違法な騒音状況を改善しようとする姿勢が一向に見られません。厚木基地周辺住民は現在も、そしてこれからも、このような航空機騒音に曝され続けながら日常を送らざるを得ないのです。裁判所におかれましては、ただ証拠の表面をなぞるだけでなく、このような激甚な爆音のなかで生活せざるを得ない一審原告ら一人一人の苦しみや思いを洞察され、原告らに対する航空機騒音の被害を適切に認定していただきたいと思えます。



原告意見陳述全文

39年間の訴訟に終止符を「行政訴訟」

座間市在住 相澤 義昭さん



- 1 私は、厚木基地の北端から真西に約2キロ離れた座間市南栗原に住んでいます。
私は、職場の移転に伴い1972年（昭和47年）に座間市に転居しました。それ以来、実に43年間も厚木基地の爆音の被害を受けながら生活しています。
- 2 私の家がある座間市南栗原は、厚木基地を利用する航空機の旋回コースの真下にあります。私が座間に来てから5年後の1977年（昭和52年）、横浜市緑区に米軍ジェット機が墜落し、幼い子ども二人と母親が死亡しました。私にとってもこの事故は他人事ではなく、座間に転居以来、飛行機の墜落の危険とも背中合わせの生活が続いています。
- 3 私は、1984年（昭和59年）161名の住民が提訴した第2次厚木爆音訴訟に参加しましたが、飛行差止は認められず、今回初めて提訴された行政差止訴訟の原告となりました。
- 4 昨年5月21日に一審判決が出て、日本で初めて自衛隊機の夜間の飛行が差し止められました。但し、米軍機の差止は認められず、厚木基地を利用する軍用機の状況も騒音の状況も何も変わっていません。
今年に入ってから毎日のように延べ数十機の米軍機が激しい訓練を繰り返し、また、5月5日にNLPの通告がなされる直前は、4月頃から現在に至るまで朝8時頃から夜9時、10時まで、騒音が止む時間帯がないのではないかと思えるほど、酷い爆音が何十回と続いています。イライラと怒りがピークに達しています。
私の妻は、16年前に狭心症と診断されましたが、こんな環境が健康にいいはずがありません。この環境はあまりに悲惨です。
四六時中、爆音に曝される生活には、もう耐えられません。今回の裁判で、どうか米軍機の差止を裁判所に認めて欲しいと切望しています。
- 5 私は、四次訴訟で原告団の取り纏めなどを事務局長をしています。前任の事務局長であった齊藤英昭氏が2013年（平成25年）、無念にも訴訟の途中でなくなり、あとを引き継いでいます。
米軍機が何機も何機も飛ぶような日は、原告に限らず、原告団の事務所に苦情の電話がかかってきます。「とにかくうるさい」「なんとかしてくれ」「どうなるんだ」などなど住民の訴えは切実です。いきなり怒鳴られることもあります。先日4月30日にも防衛省の事務所と間違えて、電話口でいきなり怒鳴り10分以上苦情を述べられた方がいました。

この事務所は、国を相手に訴訟を起こしているところだからと話しても、「ともかく聞いて欲しい」と皆さんが自分の苦しさを話します。多くの住民が苦情を訴える先を知らず、それでも騒音に居たたまれずに私達の事務所に電話をしてくるのです。住民の方の「誰かに訴えたい」という思いが本当に身につまされます。

- 6 苦情のほとんどは米軍機の飛行に対するものです。こういう住民の声を聞くと、米軍機の飛行を止めなければ被害は終わらないと本当に実感します。我々住民にとっては、「米軍機を差し止める術がない」とした今回の一審判決の判断を受け入れることは断じてできません。私達は、爆音の酷さについて何度も何度も国に抗議をしてきました。5月1日にもあまりの騒音の酷さを訴えに南関東防衛局に抗議に出向きました。しかし、懸命に住民の声を伝えても何ら効果がありません。国の無策ぶりを目の当たりにするとこの国は独立国家なのか、とさえ思います。
- 7 航空機の爆音は、その地に暮らしてみないと真の苦しみは理解できません。私達が望んでいるのは、静かな環境で家族がごく普通に生活することだけです。今から55年前に「静かな空を返せ」といって、厚木爆同（厚木基地爆音防止期成同盟）を作り上げた（故）鈴木保さんも高齢の身体にむち打って行政差止の原告になりました。鈴木さんも先の齊藤さんも、人生をかけて騒音被害の解消のため闘っていましたが、お二人とも一審中に亡くなりました。他にも献身的な活動をしてきた沢山の仲間が願の差止判決を見ることなく亡くなっていきました。その思いは無念の一言に尽きます。
- 8 裁判所をお願いします。私達の願いは当たり前の、静かな環境で生活することだけです。米軍機の飛行を差し止めて、55年に亘る住民の闘いを終わらせてください。住民の悲願に耳を傾けてください。どうかお願いします。

- 6 私は、退職後に始めた地域サークルなどの仲間と世間話をしている中で、裁判をしていることを話すことがあります。そのことを話すと、裁判に訴えるという方法があることを知らなかった、と驚かれます。また、高齢者を抱えられている方や、療養中のご家族が受けている被害の話なども話題になります。そういう話を聞くと、障害を持っている方や健康状態の悪い方、声を上げたり被害を訴える術や余裕を持たない弱い立場の人ほど大きな被害を受けているのではないかと感じます。
- 7 いつも、冬からゴールデンウィーク過ぎころまでの時期は騒音が酷いですが、今年になってからは本当にひどいです。5月の連休中も、日本の祝祭日だというのに全く無視され、朝から夜9時、10時まで爆音を響かせ、飛行機が飛んでいました。我慢の限界を超えています。私の家は防音工事をしていますが、窓を閉め切ってみても、ほとんど効果はありません。また、今のようなさわやかな時期に季節の風を遮断して窓を閉め切って生活することはできません。
- 8 私は、今回の訴訟は、原告の思いだけではなく、こんなに広範囲にまき散らされる爆音に為すすべもなく耐えている多くの人たちも含めた、私たちみんなの願いだと思います。また、裁判所には、声を上げられない沢山の被害者がいること、被害がとても広い地域に及んでいることを分かっていたいただきたいです。一日も早く安全で静かな日々を送れるよう、心から願ってやみません。

原告意見陳述全文

爆音に日々悩まされ「民事訴訟」

町田市在住 宮城 ゆみ子さん



- 1 私は東京都町田市内に住んでいます。家は厚木基地から約10キロメートル北にあります。厚木飛行場の飛行機は私の家の真上を飛びます。1974年（昭和49年頃）、夫と生後間もない娘と3人で、東京都渋谷区から、まだ自然が多く残っている町田の環境で子育てが出来た事にひかれ、希望を持って越してきました。1982年（昭和57年）からは今の住所に住んでいます。以前の住所（町田市金井）でも、厚木基地の飛行機の騒音があり、当時4～5歳くらいだった幼い娘が爆音におびえて私に飛び付いてきたり、飼い猫が爆音に逃げ惑ったりしていました。今の住所に越してきてから、私は飛行機の爆音に日々苦しめられるようになりました。厚木基地の騒音のことは前から知ってはいましたが、今の住所に越してから年々酷くなる一方で、ここ数年のうるささはとても耐えられるものではありません。
- 2 私は、騒音被害を受け始めた初めの頃は、とにかく、真上に飛行機が来た時の爆音が通り過ぎるのを、耳を塞ぐようにしてイライラしながら待っていました。何十年も騒音に曝されているので、今では、飛行機の振動のようなものに身体が反応するようになりました。飛行機が来るのを感じ始め、実際に遠くの方から音が来始め、「ああ、またあの音が」と思う、この時が一番私がストレスを感じる不快な時です。一日にこの嫌な感覚を何度も何度も繰り返させられるのです。私は、8年前に高血圧症と診断され、それ以来通院治療を受けています。この騒音のストレスが高血圧の原因ではないか、と私は思っています。
- 3 私は、平成10年頃から約12年間、町田市内の精神障害者の就労支援事業所で働いていました。ここも基地への飛行機の通り道で、自宅にも増して騒音の酷いところです。ハンディキャップを持っている人が就職の準備のために通所してきます。利用者の方達は、病気をもち、通所するだけでも負担な上、爆音のたびに、言葉で被害を訴えられずに、顔をしかめて耐えていたことが忘れられません。
- 4 私は、生まれてすぐの頃から片足が不自由ですが、どちらかという活動的に生活して来ました。ところがつい3週間前、健康な方の足の膝を打撲してしまい、1週間弱、安静にしていなければならない生活を送りました。動かないでじっとしていると、痛みの上に色々なことを考えてしまい、気が滅入ります。そのようなときにも、容赦ない騒音が朝から続き、いつもよりさらに音に敏感になりイライラが倍増し、本当に辛い思いをしました。
- 5 私は、飛行機の騒音に苦しめられているのに、なぜ、私達町田市の住民は裁判に参加できないのか、ずっと疑問でした。国や裁判所に対して、爆音を止めて欲しいと訴える方法がなく、うるさいときは、せいぜい市などへ苦情をいうことぐらいしかできませんでした。平成18年に騒音コンターが拡がり、私も裁判に参加できることを知って原告になりました。

沖縄県民集会



沖縄平和行進と県民大会参加報告

座間支部長 高久 保さん



5月14日第四次厚木爆音訴訟、東京高裁での結審と、参議院会館での報告集会がありました。その後、直ちに沖縄復帰43年平和行進及び、5・17県民大会に、爆同から中野渡さん、四次訴訟団から高久の2名で平和センターの仲間たちと参加しました。辺野古新基地阻止！座り込み行動と、翌日の16日宜野湾市役所から海浜公園での、普天間基地即時閉鎖をかけた、行進および集約集会の貫徹。そして17日の沖縄セルラースタジアムでの県民大会には、3万5000人のすごい人波。地元沖縄はもとより全国から。翁長知事を先頭に辺野古に新基地は作らせない！と参加者が怒りの確認をしました。知事の発言が終わるや地鳴りのような歓声と、壇上の発言者を含め会場中が総立ちになる感動的な場面がありました。普天間基地の爆音—嘉手納基地の爆音へのたたかいは、私たち厚木基地の爆音解消、さらに基地撤去のたたかいでもあります。安倍政権の民意を無視した、集団的自衛権の閣議決定など、戦争への道を止めるたたかいは、厳しい今日の情勢をふまえて、仲間たちとの一層の団結と行動が求められています。私も頑張ります。よろしくをお願いします。

判決日7月30日に決まる

裁判・行動

判決日・7月30日（木）
10時開廷 101号法廷
行動詳細は別途連絡

交通手段

中央林間 7時45分集合
原告誘導は各支部長にて対応
原告団は黄色いリボン着用・役員赤いジャンパー・

裁判終了後報告集会

会場：日比谷図書文化館大ホール
裁判所から徒歩5分（日比谷公園内）

◎傍聴希望者は7月24日までに必ず支部長へ連絡をお願いします

